

議案第74号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「扶養義務者の」を「扶養義務者が」に、「のある」を「がいる」に改める。

第5条中「の各号」を削る。

第7条中「の区分に従い」を「に掲げる区分に応じ」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改める。

第12条第4項中「各号に定めるもの」を「とおり」に改める。

付則第2条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第2条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

## 付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第2条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

### (提案理由)

地方税法の一部改正により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、国民健康保険料に係る延滞金の割合について同様の措置を講ずる必要がある。